



目次		ページ
告示		
家畜伝染病予防法に基づく消毒方法の実施の命令	(畜産振興課)	1
告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正	(会計企画課)	1
保安林の指定予定の通知	(治山林道課)	1
道路の区域変更(6件)	(道路課)	1
道路の供用開始(3件)	(")	3
都市計画事業の事業計画の変更の認可(公園下水道課)	(")	3
公告		
土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	3
土地改良区の解散の認可	(")	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
宅地建物取引業法による処分	(住宅課)	4

告 示

高知県告示第303号の2
 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定に基づき家畜の所有者に対し消毒方法を実施すべき旨を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第15条第1項の規定により次のとおり告示する。
 平成20年5月8日(揭示済)
 高知県知事 尾崎 正直

1 実施の目的
 県内において緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

2 実施する区域
 県内の飼養羽数1,000羽以上の農場及び家畜防疫員が必要があると認める農場。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く。

3 実施の期日
 平成20年5月11日から同月31日まで

4 消毒方法の実施方法

消石灰等の消毒薬の農場内(鶏舎周囲及び農場外縁部に限る。)散布
 高知県告示第305号の2
 昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正する。
 平成20年5月12日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中

「	上倉支所	」
「	瓶岩	」
「	久礼田	」
「	国府	」
「		」
「	を	」
「		」
「	久礼田支所	」
「		」
「	に、	」
「	野田	」
「		」
「	を	」
「		」
「	中央	」
「		」
「	に改め、	」
「	稲生	」
「	前浜	」
「		」
「	を削り、	」
「		」
「	岩村	香美市
「	浜改田出張所	南国市
「		」
「	を	」
「		」
「	浜改田出張所	」

「 | 」に改める。

高知県告示第327号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 平成20年5月20日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
 香南市夜須町仲木屋字大木場9、509、字センガウ12、17から21まで、521の1から521の3まで、522から524まで、526、字ミヤキ50の1、50の2、字サドレ492の1、492の3、492の4、492の7、494の3、498のイ、499、字ヲラサコ502の1、503、504の3、504の4、505の1、505の3、506、508、字ジヤングロ550の1、550の3、550の4
- 2 指定の目的
 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び香南市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 高知県告示第328号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年5月20日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
 2 路線名 493号
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村柏木字才次久保753番4から	前	6.0 、 9.8	203

安芸郡北川村柏木字才次久保753番1まで	後	8.1 ゝ 35.1	203
安芸郡北川村平鍋字峠349番7地先から安芸郡北川村平鍋字中野319番10まで	前	5.3 ゝ 22.1	198
	後	22.3 ゝ 49.0	198
安芸郡北川村柏木字島田瀬山756番4から安芸郡北川村柏木字島田瀬山756番八まで	前	8.6 ゝ 9.1	117
	後	25.6 ゝ 38.2	117
安芸郡北川村和田字立原西地山741番1地先	前	5.0 ゝ 9.3	89
	後	16.0 ゝ 30.8	89

高知県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 魚梁瀬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡馬路村魚梁瀬	前	5.9 ゝ	65

字南郡山558番1		13.7	
安芸郡馬路村魚梁瀬字北郡山570番2地先から安芸郡馬路村魚梁瀬字南郡山558番1まで	後	5.9 ゝ 35.5	62

高知県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡本大方
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町御坊畑字アワガ谷360番1から幡多郡黒潮町御坊畑字上ウツゲジリ1008番1まで	前	4.6 ゝ 8.9	123
	後	6.7 ゝ 24.1	123

高知県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

四万十市住次郎字ゴスケ1346番6から四万十市片魚字ヨセガサコ1550番12まで	前	3.9 ゝ 35.5	225
	後	3.9 ゝ 35.5	225

高知県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市片魚字モモノキ1573番4から四万十市片魚字モモノキ1573番1まで	前	5.3 ゝ 11.3	122
	後	8.0 ゝ 30.9	122

高知県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		31.1	

高知市池字仲屋敷 2127番2から 高知市池字城門2109 番3まで	前	70.0	551
	後	28.6 61.5	551

高知県告示第334号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 魚梁瀬公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡馬路村魚梁瀬字北郡山570番2地先から 安芸郡馬路村魚梁瀬字南郡山558番1まで	62	平成20年5月20日

高知県告示第335号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市住次郎字ゴスケ1346番6から 四万十市片魚字ヨセガサコ1550番12まで	225	平成20年5月20日

高知県告示第336号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南インター
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市池字仲屋敷2127番2から 高知市池字城門2109番3まで	551	平成20年5月20日

高知県告示第337号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和45年6月高知県告示第267号高知広域都市計画下水道事業(高知市公共下水道)
- 3 事業施行期間 昭和45年6月2日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 平成19年4月高知県告示第302号の事業地に高知市中久万字石橋及び字新田を加える。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中村市大用土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出出があった。

平成20年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
(退任)			
理事	後藤 寛	四万十市大用	629 - 2
"	伊勢脇精藏	" "	521
"	西川 雅彦	" "	674
"	沖屋 和	" "	700 - 6
"	西村 悦男	" "	274
"	伊勢脇 清	住次郎	320 - 1
監事	坂本 光謙	" "	1330
"	伊勢脇 猛	大用	562 - 7
(就任)			
理事	後藤 寛	四万十市大用	629 - 2
"	伊勢脇精藏	" "	521
"	西川 雅彦	" "	674
"	沖屋 和	" "	700 - 6
"	西村 悦男	" "	274 "
"	伊勢脇國男	住次郎	1349 - 2
監事	坂本 光謙	" "	1330
"	伊勢脇 猛	大用	562 - 7

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、中村市西中筋土地改良区の解散を平成20年5月8日に認可した。

平成20年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年1月30日 19高都計第485号	南国市字樋口山2000 - 1の一部ほか	東京都品川区大崎 一丁目11番2号 株式会社ローソン 代表取締役 新 浪 剛

~~~~~  
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第66条第1項第3号の規定による処分をしたので、法第70条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成20年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日  
平成20年4月30日
- 2 処分を受けた宅地建物取引業者の商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び免許証番号  
株式会社コタニ商事  
高知市上町四丁目2番5号  
代表取締役 古谷 清和  
高知県知事（1）第2530号
- 3 処分の内容  
法第66条第1項第3号の規定による宅地建物取引業の免許の取消し
- 4 処分の理由  
株式会社コタニ商事の代表取締役である古谷清和が、道路交通法（昭和35年法律第105号）違反で懲役6月の刑（4年間刑の執行猶予）が確定している（確定日：平成19年2月17日）こと及び法違反で罰金刑が確定している（確定日：平成20年4月3日）ことが判明した。  
このことは、法第66条第1項第3号に規定する法人である場合において、その役員のうち法第5条第1項第3号及び第3号の2に該当する者があるに至ったときに該当する。